

ごみは収集日の朝8時30分までに出してください

ごみを前日に出すとカラスや猫に荒らされたり、風で飛ばされて、周囲の迷惑になります。

また、収集時間は交通や天候、ごみの排出量などの状況で早まることがあります。出し遅れた場合は必ず持ち帰りましょう。



リサイクルへのご協力ありがとうございます。

玖珠町では、ペットボトル飲料のキャップを回収して「世界の子どもにワクチンを日本委員会」が取り組んでいるポリオワクチン支援の活動に届けています。

令和元年度は、役場とメルサンホールの2か所に約1,610kg（69万本分）のキャップが集まり、約800人分のワクチン支援をすることができました。



回収するキャップはペットボトル飲料のみです。
他のプラキャップは燃えるごみに出してください。
引き続きご協力をお願いします。



キャップはペットボトル飲料のみです↑

不法投棄を防止しましょう！

道路、水路、山林などに家電製品やタイヤ、家庭ごみを不法に棄てる事件が後を断ちません。不法投棄は犯罪です。地域に住む方はもちろんですが、玖珠町を訪れるお客様にも不快な思いをさせています。

自然環境や生活環境を守り、不法投棄を防止するためには「不法投棄をさせない、できない環境づくり」が大切です。町民の皆さんには地域の目となっただき、不法投棄を発生させない環境づくりにご協力をお願いします。

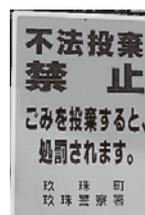
◇投棄者が判明しない場合、その土地の所有者または管理者が投棄物の撤去を行うこととなります。不法投棄防止に次のような対策が効果的です。

- 柵やネットを設置して、侵入を防止する。
- 草刈りをして、死角をなくす。
- 花を植えて、管理されていることをアピールする。
- 不法投棄防止の看板を設置し、定期的にパトロールする。

*看板をご希望の場合は、環境班にご相談ください。



↑
水路に投棄された家庭ごみ



←啓発看板

不法投棄は法律により処罰されます。

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、罰則が規定されています。不法投棄をした者は投棄した廃棄物の撤去を求められるとともに、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、法人の業務に関して不法投棄をした場合は、3億円以下の罰金が科せられます。